

新熊谷学校給食センター整備事業

募 集 要 項【改訂版】

~~令和7年4月1日~~

令和7年5月15日（改）

熊谷市

<目次>

第1	事業の概要	1
1	事業内容に関する事項	1
第2	応募者に関する条件	6
1	応募者の構成	6
2	応募者の備えるべき参加資格要件	7
3	地域経済への配慮	11
4	参加資格要件の喪失	11
5	特別目的会社の設立等	11
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	12
1	募集及び選定の方法	12
2	募集及び選定スケジュール	12
第4	応募に関する事項	13
1	参加手続き	13
2	応募に関する留意事項	17
3	市の支払総額の上限価格	19
第5	優先交渉権者の決定	20
1	優先交渉権者の決定	20
2	審査結果の通知	20
3	審査結果等の公表	20
第6	提案に関する条件	21
1	敷地に関する各種法規制等	21
2	事業者が行う業務	22
3	業務の委託	22
4	事業者の収入	22
5	市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	22
6	保険	23
7	市と事業者の責任分担	23
8	財務書類の提出	23
第7	契約に関する事項	24
1	契約手続き	24
2	事業契約の概要	24
3	契約金額	24
4	契約の保証	24
5	特別目的会社の設立	24
6	事業者の事業契約上の地位	25

7	融資金融機関との協議	25
8	契約金額の内訳の公表	25
第8	その他.....	26
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	26
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
3	情報公開及び情報提供	27
4	募集要項等に関する問合せ先	27

この募集要項は、熊谷市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した新熊谷学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募に参加するものとする。

第 1 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新熊谷学校給食センター整備事業

(2) 公共施設の管理者名称

熊谷市長 小林 哲也

(3) 本事業の目的

本市では「学校給食法」（昭和 29 年法律第 160 号）の目的である「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る」ため、「熊谷市立学校給食センター設置条例」に基づき、学校給食の実施に必要な施設である学校給食センターを設置している。現在の学校給食センターによる児童・生徒への給食の調理・提供は、昭和 56（1981）年に熊谷学校給食センター、昭和 57（1982）年に江南学校給食センターの稼働を開始し、センターから給食提供しない小・中学校では自校調理方式を採用し行っている。

現在の熊谷学校給食センター及び江南学校給食センターは、稼働開始後 40 年が経過して施設・設備の老朽化が進んでおり、現在、求められている衛生管理基準への適合や、アレルギー対応等、解決すべき課題が山積し、自校式の給食室についても同様の課題がある。

これらの状況を改善するため、本市は令和 5 年 12 月に「新熊谷学校給食センター整備基本計画」を策定し、現在の 2 つの学校給食センターは早期に建て替え、現熊谷及び現江南の両学校給食センター並びに自校式給食室を 1 施設に集約し、提供食数最大約 13,000 食規模の新学校給食センターの整備方針を定めたところである。

本事業は、解体・設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる P F I 手法を導入し、安心・安全な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(4) 本施設の法的位置付け

ア 学校給食センターは、法律に基づく教育機関として設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

- イ 学校給食センターの設置、運営に関して必要な事項は熊谷市の条例、規則で規定
熊谷市立学校給食センター設置条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 101 号）
熊谷市立学校給食センター設置条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 32 号）

(5) 本事業の基本方針

基本方針 1) 学校給食衛生管理基準への対応

- a. HACCP※の考え方に沿った工程管理を導入し、徹底した衛生管理を実現するため、衛生管理システムを構築します。
- b. 「調理後 2 時間以内の喫食」が可能な場所に立地し、配送車両を配置します。
- c. ドライシステムを導入するとともに、作業動線が交差しない作業形態とし、施設内の「汚染作業区域」・「非汚染作業区域」・「その他の区域」を明確に分離します。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

基本方針 2) 温かい給食等の提供

保温効果の高い食缶の導入やコンテナ等の整備により、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま提供するなど、可能な限り、自校式の良さも取り入れていきます。

基本方針 3) 食育の推進

- a. 食に対する正しい理解や望ましい食習慣を養うことが可能となるよう、食育を推進する施設とします。
- b. 地元の食材を活用できる施設とします。また、米料理を提供するために、炊飯設備を整備します。
- c. オンラインによる調理場の見学や食に関する研修等に対応できるように整備・設備導入を図ります。
- d. 自校式の良さも取り入れ、学校と連携しながら食育の充実を図ります。
- e. 食器は、トレイ・飯椀・汁椀・深皿・小皿とします。

基本方針 4) 食物アレルギー対応食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒に対応した給食を提供するため、アレルギー対応食専用の調理室を整備します。

基本方針 5) 災害対応・地域循環型社会への貢献

- a. 災害時に、炊き出し可能な防災機能を備えた調理器具等を整備します。
- b. 残渣のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する施設とします。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施する。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 7 月 31 日までとする。

ウ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 施設整備業務

(ア－1) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 設計業務
- (c) 建設業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品調達業務（食器・食缶等を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室改修業務
- (i) 学校配膳室の什器、備品等調達業務
- (j) 近隣対応・対策業務
- (k) 設計、建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (l) その他必要な関連業務

(ア－2) 解体工事等業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 解体設計業務
- (c) 解体工事業務
- (d) 廃棄物処分業務
- (e) 近隣対応・対策業務
- (f) 解体に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (g) その他必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構、用水路地先管理等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務

- (d) 運営備品保守管理業務（調理備品、学校配膳室備品の修繕・補修・更新を含む）
- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（食器・食缶等洗浄消毒保管業務、日常の検収等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 衛生管理業務（調理エリアの日常清掃、廃棄物の分別・脱水処理業務）
- (d) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、食育支援、広報支援等）

エ 市が行う業務

運営業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務補助
- (c) 食数調整業務
- (d) 検食業務
- (e) 献立作成・栄養管理業務
- (f) 衛生管理・調理指示業務
- (g) 光熱水費の負担、支払い
- (h) 脱水等処理後の残渣回収・処理
- (i) 給食費徴収管理業務
- (j) 配送校の調整業務
- (k) 配膳業務
- (l) 食育業務
- (m) 広報業務（見学者対応含む）
- (n) 市職員用事務室に関する引越し業務

オ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

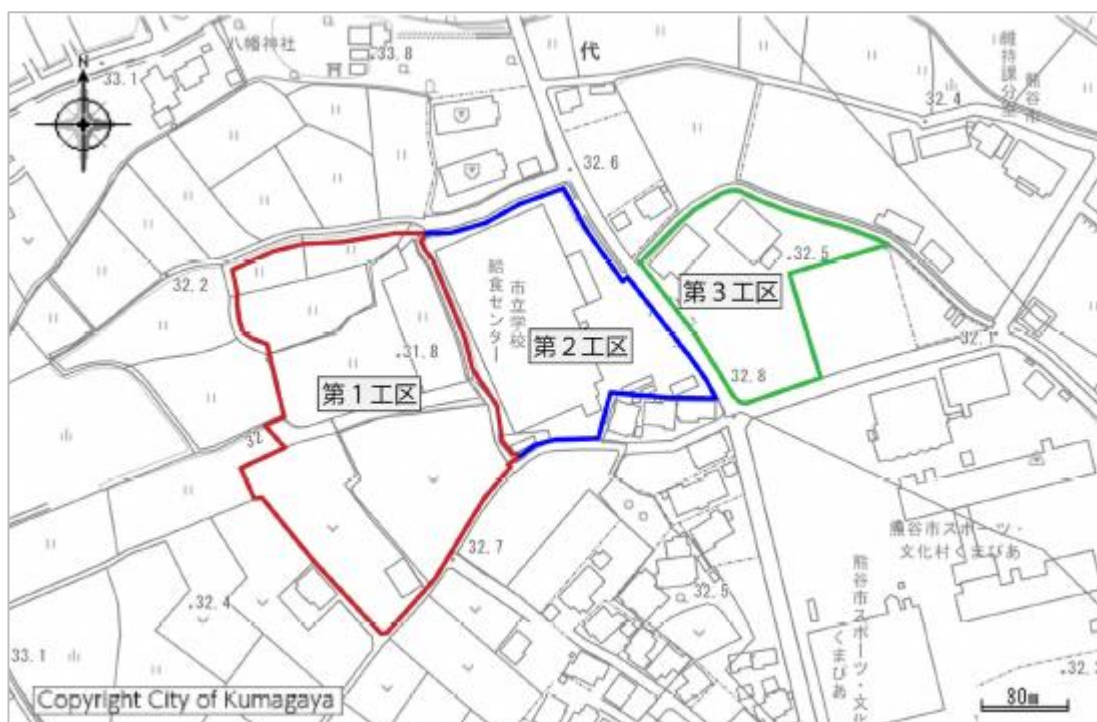
カ エ区分け

本事業の工事は、本件工事対象エリアを次のとおり3つの「工区」に分割して実施する。

第1工区：本件土地の西側部分であり、新熊谷給食センター本体建屋を配置するエリア

第2工区：本件土地のうち、既存の熊谷学校給食センター用地

第3工区：第2工区と市道を挟んで東側の用地（くまびあ駐車場として使用予定）



(7) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和7年12月
設計及び第1工区建設期間	令和7年12月～令和10年8月（33か月）
配膳室改修期間（学校長期休暇期間）	令和9年7月～8月及び令和10年7月～8月
第2工区既存施設撤去及び建設期間	令和10年7月～令和11年3月（9か月）
第3工区既存施設撤去期間	令和11年4月～令和11年8月（5か月）
本学校給食センター施設の所有権移転	令和10年7月まで
開業準備期間	令和10年7月～令和10年8月（2か月）
維持管理・運営期間	令和10年9月～令和25年7月（15年間）

第2 応募者に関する条件

1 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとする。

項目	定義
構成企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担し、構成企業を代表して本事業の参加手続きを行う法人かつ運營業務を行う者

(2) 構成企業等の明示

応募者を構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が特別目的会社から受託・請負しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から

除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

イ 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は以下の(1)、(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について審査会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ア 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 18 年規則第 81 号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 18 年規則第 82 号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- イ 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成 17 年訓令第 62 号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成 19 年訓令第 50 号）による措置を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- カ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 契約の相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者でないこと。
- ク 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・株式会社日建設計総合研究所
 - ・弁護士法人関西法律特許事務所

(2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員のうち ア から キ の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

ア 解体工事等業務を行う者

解体工事等を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 令和7・8年度熊谷市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていること。

イ 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

- (イ) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工したものに限る）の実施設業務を元請として履行した実績を有していること。
- (エ) HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工したものに限る）の工事監理業務の実績を有していること。
- (エ) HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。

エ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 上記イの業種ごとの級別区分一覧表の格付が㊤又は A ランクであること。
- (エ) 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の施工実績を有すること。
- (オ) 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工したものに限る）の施工業務の実績を有していること。

オ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- (ア) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。
- (イ) 平成 27 年 4 月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

カ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- (ア) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。
- (イ) ドライシシステムの学校給食施設において、3,000 食/日以上 の提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。

キ その他業務を行う者

その他企業は、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 令和 7・8 年度熊谷市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。

(3) 参加資格の審査

前記(2)の オ～キ に掲げる参加資格のうち、それぞれ(ア)の要件を満たしていない者は次に掲げる書類を提出し、参加資格審査申請を行う必要がある。

- (ア) 概要書（参考様式 1）
- (イ) 使用印鑑届（参考様式 2）
- (ウ) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- (エ) 個人にあつては、身分（身元）証明書及び誓約書
- (オ) 財務諸表
- (カ) 法人にあつては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (キ) 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (ク) 業務経歴書
- (ケ) 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前 3 か月以内に作成したもの）
- (コ) 当該業務に関連する登録（許可）証明書又は登録通知書等の写し

ア 提出書類及び提出期間

事前に、本事業担当課である熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係と協議を行った上で、令和 7 年 5 月 12 日（月）17:00 までに所定の提出書類を提出すること。

イ 提出方法

持参又は信書を送ることのできるサービスによる送付（提出期限日必着。送達が確認できる方法に限る。）により提出すること。

ウ 提出先

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 熊谷市役所 6 階
熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係
開庁時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

~~エー審査結果の通知~~

~~参加資格審査の結果の通知は行わない。審査申請の要件を満たすと認めた者については、「熊谷市競争入札参加資格者名簿」に登載する。~~

3 地域経済への配慮

応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるように努めること。また、調理従業員を市内から優先的に雇用する、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

4 参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成員のいずれかの者が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(1) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間

当該期間に応募者の構成員が、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

(2) 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間

当該期間に応募者の構成員のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。

5 特別目的会社の設立等

審査の結果、応募者が優先交渉権者として決定された場合は、構成企業等の出資により熊谷市内に特別目的会社を仮契約締結時まで設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

なお、応募者の構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の 2 分の 1 を超えることとする。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、解体工事等、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール
令和7年 4月1日	募集要項等の公表
4月4日・7日	現地見学会
4月21日	募集要項等に関する第1回質問受付締切
5月15日	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
5月19日	参加資格審査書類の受付締切
5月26日	参加資格審査結果の通知
5月28日	募集要項等に関する第2回質問受付締切
6月4日	第2回事業者対話の実施
6月17日	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
7月22日	提案審査書類の受付締切
8月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーションを含む)
9月上旬	優先交渉権者の決定・公表
10月上旬	基本協定締結
11月上旬	仮契約締結
12月下旬	事業契約締結

第4 応募に関する事項

1 参加手続き

(1) 現地見学会

ア 開催概要

現地見学会を以下のとおり開催する。

なお、募集要項等に関する説明会は実施しない。

開催日時	①	②		
	令和7年4月4日（金）10：30～11：30	令和7年4月4日（金）13：30～15：30 令和7年4月7日（月）10：30～15：30		
内容	事業予定地の見学	配膳室改修対象校の見学		
会場 見学時間	事業予定地（熊谷市原島字窪ヶ谷戸 173番、174番、代字八幡 1378番 1他） 見学時間 10：30～11：30	日	見学時間	見学地
		4日 （金）	13：30 ～ 14：00 14：15 ～ 14：45 15：00 ～ 15：30	吉見小学校 市田小学校 大里中学校
会場 見学時間		7日 （月）	10：30 ～ 11：00 11：15 ～ 11：45 13：30 ～ 14：00 14：15 ～ 14：45 15：00 ～ 15：30	長井小学校 妻沼小学校 妻沼西小学校 妻沼西中学校 妻沼東中学校
集合場所	東側敷地（第3工区予定）に現地集合 ※事業予定地内（東側敷地）又は隣接する「くまびあ」に無償で駐車可能です。	各学校の給食室前に現地集合 ※各学校の駐車場所は参加者に別途お知らせします。		

イ 参加申込期限

令和7年4月3日（木）12：00

ウ 参加申込方法

説明会及び現地見学会エントリーシート（様式1）に必要事項を記入の上、熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係まで電子メールにて提出すること。

なお、未受信防止のため、送付した旨を必ず下記まで電話連絡すること。

エ 備考

（ア）現地見学会で資料の配布は行わない。見学施設の位置等は公表資料等で確認すること。

（イ）①、②いずれかのみ参加も可とする。

（ウ）参加人数は1社につき2名までとする。

（エ）事業敷地までの移動手段は各自で用意すること。②に関して、学校の駐車スペースには限りがあるため可能な限り乗り合わせで参加すること。

（オ）荒天の場合は延期することがある。

(2) 募集要項等に関する第 1 回質問受付・回答

募集要項等の内容に関して、以下のとおり質問を受け付ける。なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

ア 受付期限

令和 7 年 4 月 21 日（月）17：00

イ 受付方法

募集要項等に関する質問書（様式 2）に記入の上、熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係まで電子メールにて提出すること。

なお、未受信防止のため、送付した旨を必ず電話連絡すること。

ウ 回答の公表

募集要項等に関する第 1 回質問に対する回答を令和 7 年 5 月 15 日（木）までに市ホームページにおいて公表する（質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く）。

(3) 参加資格審査書類の受付

本事業へ参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

ア 受付期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）17：00

イ 提出先

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 熊谷市役所 6 階
熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係
開庁時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

ウ 提出方法

持参又は信書を送ることのできるサービスによる送付（受付期限日必着。送達が確認できる方法に限る。）により提出すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、以下に示す参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

ア 参加資格確認基準日

令和 7 年 5 月 26 日（月）

イ 確認結果の通知

参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

ウ 参加資格の取消し

参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイル等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(5) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

ア 受付期間

参加資格確認結果の通知から 7 日以内

イ 提出先

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 熊谷市役所 6 階
熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係
開庁時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

ウ 提出方法

持参又は信書を送ることのできるサービスによる送付（受付期限日必着。送達が確認できる方法に限る。）により提出すること。

エ 参加資格がないと認めた理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7 日以内に行う。

(6) 募集要項等に関する第 2 回質問受付・回答

募集要項等の内容等に関する第 2 回質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和 7 年 5 月 28 日（水）17：00

イ 受付方法

募集要項等に関する質問書（様式 2）に記入の上、熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係まで電子メールにて提出すること。

なお、未受信防止のため、送付した旨を必ず電話連絡すること。

ウ 回答の公表

募集要項等に関する第 2 回質問に対する回答を令和 7 年 6 月 17 日（火）までに市ホームページにおいて公表する（質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く）。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(7) 第2回事業者対話の実施

市と資格審査通過者との意思疎通を図るとともに、市のニーズの的確な理解を目的に、募集要項等に関する第2回質問を基に、個別に対話を行う。参加申込は、資格審査を通過した応募者の代表企業が行うものとする。

対話における質問に対する回答は、原則として公表とする。ただし、提案内容の漏洩に繋がる可能性のあるもの等は一部非公表とする可能性がある。

ア 開催時期

令和7年6月4日（水）

開催時間は、申込があった代表企業に対し別途通知する。なお、対話時間は1時間程度を想定している。

イ 開催場所等

熊谷市役所内

ウ 参加申請

参加を希望する応募者は、令和7年5月28日（水）17:00までに「第2回事業者対話エントリーシート（様式3）」を記入の上、熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係まで電子メールにて提出すること。

なお、未受信防止のため、送付した旨を必ず下記まで電話連絡すること。

(8) 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たり、市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

ア 受付期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月22日（火）17:00まで

イ 提出書類

提案審査書類の作成方法は、様式集に従うこと。

ウ 提出先

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所6階

熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係

開庁時間：平日8時30分から17時15分まで

エ 提出方法

持参又は信書を送ることのできるサービスによる送付（受付期限日必着。送達が確認できる方法に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、必ず前日までに熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係へ連絡の上、提出時間等を調整すること。

(9) 提案に関するヒアリング等

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を令和7年8月下旬に実施する。具体的な日時及び実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

(10) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定並びに公表

提案書について審査会の審査を経て総合的に評価を行い、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(11) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(12) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業仮契約を締結、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(13) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募に参加すること。

(2) 費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募グループの複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

(7) 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差替え、再提出は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(8) 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(9) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 参加資格要件の無い応募者が行った応募
- イ 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募
- ウ 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- オ 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- カ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- キ その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

(10) 提案価格及び提案価格の算定方法等について

市が支払うサービス対価購入費の合計金額を提案価格とすること。

サービス対価購入費のうち、既存施設の解体・学校給食センターの施設整備に係る対価のうち、引渡し後に一括で支払う「サービス対価購入費A1」は5,208,696千円とすること。

また、提案価格の算定に用いる割賦手数料は、次の基準金利に応募者の選定するスプレッドを加えたものとする。

なお、事業契約書（案）に基づき、提案用基準金利からの金利変動に伴うサービス対価の改定を行うので、事業期間中の金利変動は見込まないこと。

基準金利	1.419 %とする。
------	-------------

(11) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 市の支払総額の上限価格

17,315,343 千円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を除く。）とする。
消費税及び地方消費税を加えた額は、19,005,317 千円を超えないこと。

なお、市の算定根拠は公表しない。

第5 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

審査は、審査基準書に従い参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は審査基準書に示す。

提案審査のうち加点審査（性能評価及び価格評価）については、審査会が実施し、最優秀提案を選定する。なお、第二次審査に進んだ応募事業者が1者であった場合にも、当該応募事業者から提出された提案書等の内容を審査し、本事業における規定を満たすことが確認された場合は、当該応募事業者を最優秀提案者として選定する。

市は、審査会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び審査講評については、市ホームページにおいて公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

(1) 敷地条件

項目	内容
建設予定地	熊谷市原島字窪ヶ谷戸 173 番、174 番、代字八幡 1378 番 1 他
敷地面積	約 15,000 m ² （第 1 工区及び第 2 工区） 上記の外、工事範囲として第 3 工区を含む。
都市計画区域	市街化調整区域、用途地域指定なし
防火・準防火地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
上水道	あり
下水道	なし（排水処理施設が必要）
ガス	なし（都市ガス中圧管を延伸し利用を想定）
土地の所有者	熊谷市
備考	用水路があり、付替えが必要 付替えと排水については、大里用水土地改良区と協議が必要

(2) 規模及び機能

項目	内容
構造	事業者提案による
延床面積	事業者提案による
調理能力	最大 13,000 食／日（アレルギー対応食 130 食／日を含む。） ※配送校数は、供用開始時点で小学校 25 校、中学校 16 校とする。
献立方式等	小・中学校 3 献立（小学校 2 献立、中学校 1 献立） ① 副食 3 品／献立の調理を行う。 ② 炊飯設備（3 献立のうち 2 献立が炊飯）を設ける。 ③ パン・麺・牛乳・デザートは別途委託業者が学校へ直送する。 ④ アレルギー対応食は、卵と乳の除去食とするが、将来的には代替食を実施することも検討する。 また、将来的には、アレルギー対応マニュアル等に準拠して、対応アレルギーは 4 種類（乳・卵・えび・かに）とすることを検討する。食物アレルギー特定原材料のうち、くるみ、そば、落花生は、給食に使用しないものとする。 開業当初の提供パターンは各献立 1 パターンとするが、対応アレルギー数増に伴い、提供パターン数を各献立複数パターンとする方針で検討する。

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第1 1 (6)ウ 事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成企業又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

4 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

(1) 本施設の設計・建設に係るもの

市は、既存施設の解体工事、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。支払い額については、事業者募集公告日から着工日までの期間の物価変動を勘案して改定検討を行う。

(2) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する開業準備及び維持管理運営に係る対価について、市は維持管理運営期間にわたって事業者に支払う。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

5 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス対価を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

6 保険

事業契約書（案）を参照すること。

7 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

8 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

第7 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 優先交渉権者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者は本事業を実施するための特別目的会社を設立し、市は特別目的会社と仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が令和7年12月定例会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 特別目的会社の設立

- (1) 特別目的会社は、熊谷市内に設立するものとする。
- (2) 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとすること。
また、すべての構成企業は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (4) 構成企業以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

8 契約金額の内訳の公表

市は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式A－3－2）に示された項目及び金額とする。

第8 その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援

ア 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

イ その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的な考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記（ア）、（イ）のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して

違約金等の支払いを求めることができる。

イ 市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- (イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- (ウ) 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等に示す。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 募集要項等に関する問合せ先

本募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

熊谷市教育委員会 教育総務課 保健給食係

住所 : 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 熊谷市役所 6 階

電話 : 048-524-1122 (直通)

FAX : 048-525-9330

E-mail : kyoikusomu [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp

※ [アットマーク] 部分は「@」に置き換えてください。

ホームページアドレス : <https://www.city.kumagaya.lg.jp>